

協議第25号

水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについて提出する。

平成15年9月25日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

水道事業の取扱いについて

- (1) 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- (2) 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。
- (4) 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
- (5) 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 水道事業の取扱い
関 連 項 目	上水道事業・簡易水道事業・小規模水道事業 水道料金 量水器使用料 水道加入者分担金 水道関係手数料

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況							
項 目	本 荘 市		矢 島 町		岩 城 町	由 利 町	
上水道事業	上水道施設の状況		上水道施設の状況		なし	上水道施設の状況	
	行政区域内人口(人)	45,468	行政区域内人口(人)	6,321		行政区域内人口(人)	6,162
	計画給水人口(人)	46,700	計画給水人口(人)	6,070		計画給水人口(人)	5,400
	現在給水人口(人)	43,818	現在給水人口(人)	5,883		現在給水人口(人)	4,762
	対行政区域内人口普及率(%)	96.4	対行政区域内人口普及率(%)	93.1		対行政区域内人口普及率(%)	77.3
	対計画給水人口普及率(%)	93.8	対計画給水人口普及率(%)	96.9		対計画給水人口普及率(%)	88.2
	配水能力(m ³ /日)	31,121	配水能力(m ³ /日)	3,670		配水能力(m ³ /日)	2,200
	一日最大配水量(m ³ /日)	21,774	一日最大配水量(m ³ /日)	2,642		一日最大配水量(m ³ /日)	1,898
	年間総有収水量(m ³)	5,773,470	年間総有収水量(m ³)	637,815		年間総有収水量(m ³)	497,368
	配水池数(カ所)	10	配水池数(カ所)	8		配水池数(カ所)	3
	有収率(%)	87.8	有収率(%)	88.2		有収率(%)	89.9
	最大稼働率(%)	68.9	最大稼働率(%)	72.0		最大稼働率(%)	100.0
	導水管延長(m)	22,545	導水管延長(m)	6,930		導水管延長(m)	815
	送水管延長(m)	9,589	送水管延長(m)	3,010		送水管延長(m)	242
	配水管延長(m)	232,380	配水管延長(m)	46,720		配水管延長(m)	44,808
認可年月日 昭和15年3月8日		認可年月日 昭和35年12月26日		認可年月日 昭和45年3月31日			

各 市 町 の 現 況						
項 目	大 内 町	東由利町	西 目 町		鳥 海 町	
上水道事業	上水道施設の状況 なし	上水道施設の状況 なし	上水道施設の状況		上水道施設の状況	
			行政区域内人口(人)	6,735	行政区域内人口(人)	7,005
			計画給水人口(人)	7,000	計画給水人口(人)	6,740
			現在給水人口(人)	6,181	現在給水人口(人)	6,920
			対行政区域内人口普及率(%)	91.8	対行政区域内人口普及率(%)	98.8
			対計画給水人口普及率(%)	88.3	対計画給水人口普及率(%)	102.7
			配水能力(m ³ /日)	3,500	配水能力(m ³ /日)	2,647
			一日最大配水量(m ³ /日)	2,967	一日最大配水量(m ³ /日)	2,622
			年間総有収水量(m ³)	654,320	年間総有収水量(m ³)	438,191
			配水池数(カ所)	1	配水池数(カ所)	31
			有収率(%)	84.1	有収率(%)	68.0
			最大稼働率(%)	84.8	最大稼働率(%)	99.0
			導水管延長(m)	8,350	導水管延長(m)	25,630
			送水管延長(m)	8,430	送水管延長(m)	14,070
			配水管延長(m)	49,460	配水管延長(m)	175,620
			認可年月日 昭和34年8月11日		認可年月日 昭和55年7月29日	

具 体 的 な 調 整 方 法	
上水道事業	上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況												
項 目	本 荘 市			矢 島 町			岩 城 町			由 利 町		
簡易水道事業	簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況			簡易水道施設の状況		
		計画給水人口(人)	現在給水人口(人)									
	深 沢	210	218	熊之子沢	130	32	亀 田	2,300	2,117	平石・堰口	135	138
	松ヶ崎	1,560	1,439	元町南	200	153	道 川	4,300	3,921	田代・屋敷	200	147
	山 内	121	106				南 沢	549	507			
	芦 川	120	88									
親 川	400	255										
小規模水道事業	小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況			小規模水道施設の状況		
		計画給水人口(人)	現在給水人口(人)		計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	なし				計画給水人口(人)	現在給水人口(人)
	三ツ方森	30	13	濁 川	70	18				二 夕 子	97	43
				谷地沢	45	32						
				沢 内	48	34						

各 市 町 の 現 況								
項 目	大 内 町	東由利町			西 目 町	鳥 海 町		
簡易水道事業	簡易水道施設の状況		簡易水道施設の状況			なし	なし	
		計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)		計画給水 人口(人)			現在給水 人口(人)
	岩 谷	4,000	3,933	東 由 利	3,841			4,121
	岩 谷 麓	480	446	大 琴	700			320
	大 倉 沢	150	166					
	小 栗 山	1,430	581					
	滝	168	151					
	羽 広	445	360					
	大内第二	4,020	3,946					
小規模水道事業	小規模水道施設の状況		小規模水道施設の状況			なし	なし	
	なし			計画給水 人口(人)	現在給水 人口(人)			
			杉 森	83	45			
			高 村	48	21			
			黒 沢	47	27			
			新 沢	37	17			
			沼	49	29			

具 体 的 な 調 整 方 法	
簡易水道事業	簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
小規模水道事業	小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況										
項 目	本 荘 市		矢 島 町		岩 城 町	由 利 町				
上水道料金	上水道料金		上水道料金		上水道料金 なし	上水道料金				
	区 分	基本料金 (1ヶ月)円	従量料金 (1m ³ につき)円			料金	基本料金			
			使用 水量	料金		超過料金	使用 水量	1m ³ 料金		
	13	800	0 ~ 10m ³	80/m ³		11m ³	円	11m ³	円	
	20	900	11 ~ 30m ³	110/m ³		~	1,690	~	200	
	25	1,000	31 ~ 50m ³	140/m ³		12m ³	円	13m ³	円	
	30	4,300	51 ~ 500m ³	165/m ³		まで	2,340	~	200	
	40	8,500	501m ³ ~	175/m ³		団体用	同上	同上	同上	
	50	15,100	0 ~ 500m ³	165/m ³		工業用	100m ³	円	101m ³	円
	75	32,000	501m ³ ~	175/m ³		まで	19,500	~	200	
100	56,000	臨時用	300円/m ³	臨時用 消火栓用 10分ごと 2,000円						
150	120,000	公衆浴場用	80円/m ³							
		プール用	95円/m ³							
		臨時用	230円/m ³							
		消火栓用	1,630円/m ³							
				プール用 170円/m ³						
				家庭用	10m ³	円	11m ³	円		
				まで	1,500	~	160			
				専用	10m ³	円	11m ³	円		
				まで	1,600	~	170			
				専用	同上	同上	同上	同上		
				工業用	30m ³	円	31m ³	円		
				まで	5,000	~	180			
				集会所用	10m ³	円	11m ³	円		
				まで	750	~	160			
				神所用	2m ³	円	3m ³	円		
				まで	300	~	160			

各 市 町 の 現 況																
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町				鳥 海 町									
上水道料金	上水道料金 なし	上水道料金 なし	上水道料金				上水道料金									
			用途	料金		基本料金		超過料金		用途	料金		基本料金		超過料金	
				使用 水量	料金	使用 水量	1m ³ 料金	使用 水量	1m ³ 料金		使用 水量	料金	使用 水量	1m ³ 料金		
			専 用	一 般 用	5m ³ まで	円 700	6m ³ ~ 50m ³	円 150	51m ³ ~	円 170	専 用	一 般 用	10m ³ まで	円 1,900	11m ³ ~	円 200
				団 体 用	10m ³ まで	円 1,600	13m ³ ~ 50m ³	円 170	51m ³ ~	円 180						
臨 時 用	10m ³ まで	円 1,600	11m ³ ~	円 180												

具 体 的 な 調 整 方 法	
上水道料金	上水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。

各 市 町 の 現 況													
項 目	大 内 町				東 由 利 町				西 目 町		鳥 海 町		
簡易水道料金 及び小規模水 道料金	簡易水道料金及び小規模水道料金				簡易水道料金及び小規模水道料金				簡易水道料金及び小規模水道料金		簡易水道料金及び小規模水道料金		
	用途	料金	基本料金		超過料金		用途	料金	基本料金		超過料金		
			使用 水量	料金	使用 水量	1m ³ 料金			使用 水量	料金	使用 水量	1m ³ 料金	
	専 用	家 事 用	10m ³ まで	円 1,900	11m ³ ～	円 190	専 用	家 庭 用	10m ³ まで	円 2,000	11m ³ ～	円 200	
		団 体 用	10m ³ まで	円 2,400	11m ³ ～	円 240		団 体 用	同上	円 2,500	同上	円 250	
		営 業 用	12m ³ まで	円 2,700	13m ³ ～	円		同上	同上	同上	同上	同上	同上
					100m ³	270							
	101m ³ ～ 1,000m ³				円 260	同上	同上						
	1,001m ³ ～	円 250	同上	同上									
	そ の 他	10m ³ まで	円 1,150	11m ³ ～	円 115	臨時用		300円/m ³					
臨時用		350円/m ³											

具 体 的 な 調 整 方 法	
簡易水道料金 及び小規模水 道料金	簡易水道料金及び小規模水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。

調整内容	1. 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 2. 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。 4. 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。 5. 水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。
------	---

各 市 町 の 現 況														
項 目	本 荘 市		矢 島 町				岩 城 町				由 利 町			
量水器使用料	メーター使用料 なし		メーター使用料				メーター使用料				メーター使用料			
			口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金	口径	料金
			13 mm	120 円	50 mm	1,800 円	13 mm	100 円	40 mm	400 円	13 mm	100 円	50 mm	1,600 円
			20 mm	240 円	75 mm	3,000 円	20 mm	200 円	50 mm	1,000 円	20 mm	170 円	75 mm	2,000 円
			25 mm	360 円	100 mm	3,600 円	25 mm	300 円	75 mm	2,500 円	25 mm	180 円	100 mm	2,500 円
		30 mm	480 円	150 mm	管理者が 定める					30 mm	250 円	150 mm	管理者が 定める	
		40 mm	600 円											
水道加入者分担金	水道加入者分担金 なし		水道加入者分担金				水道加入者分担金 なし				水道加入者分担金 なし			
			口 径		料 金		口 径		料 金		口 径		料 金	
			13 mm・20 mm		50,000 円		13 mm・20 mm		50,000 円		13 mm・20 mm		50,000 円	
			25 mm・30 mm・40 mm		62,500 円		25 mm・30 mm・40 mm		62,500 円		25 mm・30 mm・40 mm		62,500 円	
			50 mm・75 mm・100 mm		125,000 円		50 mm・75 mm・100 mm		125,000 円		50 mm・75 mm・100 mm		125,000 円	
		150 mm		管理者が定める										
水道関係手数料	・設計手数料 工事設計額の 5/100		・設計審査手数料				・工事申込み手数料 1 件 100 円				・設計審査及び工事検査手数料			
	・設計審査手数料		25 mm以下 2,000 円				・設計手数料 工事設計額の 5/100				新築及び全面改造 1 件につき			
	25 mm以下 10,000 円		50 mm以下 4,000 円				・設計審査手数料 工事設計額の 1/100				5,000 円			
	25 mmを超え 50 mmまで 20,000 円		50 mmを超えるもの 7,000 円				・工事検査手数料 工事設計額の 1/100				その他 1 件につき 2,500 円			
	50 mmを超え 100 mmまで 100,000 円		・工事検査手数料				・給水装置工事事業者指定手数料				・給水装置工事事業者指定手数料			
	100 mmを超えるもの 150,000 円		25 mm以下 3,000 円				5,100 円				10,000 円			
	・工事検査手数料		50 mm以下 5,000 円											
	25 mm以下 20,000 円		50 mmを超えるもの 10,000 円											
	25 mmを超え 50 mmまで 50,000 円		・給水装置工事事業者指定手数料											
	50 mmを超え 100 mmまで 100,000 円		10,000 円											
100 mmを超えるもの 150,000 円														
・給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円														

各 市 町 の 現 況																				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町																
量水器使用料	メーター使用料 100円	メーター使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>料金</th> <th>口径</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 mm</td> <td>80 円</td> <td>30 mm</td> <td>250 円</td> </tr> <tr> <td>20 mm</td> <td>150 円</td> <td>40 mm</td> <td>290 円</td> </tr> <tr> <td>25 mm</td> <td>160 円</td> <td>50 mm</td> <td>1,400 円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	料金	口径	料金	13 mm	80 円	30 mm	250 円	20 mm	150 円	40 mm	290 円	25 mm	160 円	50 mm	1,400 円	メーター使用料 なし	メーター使用料 なし
口径	料金	口径	料金																	
13 mm	80 円	30 mm	250 円																	
20 mm	150 円	40 mm	290 円																	
25 mm	160 円	50 mm	1,400 円																	
水道加入者分 担金	水道加入者分 担金 なし	水道加入者分 担金 80,000円	水道加入者分 担金 35,000円	水道加入者分 担金 31,500円																
水道関係手 数料	<ul style="list-style-type: none"> 設計審査手数料 1件につき 25 mm以下 3,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 4,000 円 50 mm以上 5,000 円 工事検査手数料 1件につき 25 mm以下 5,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 6,000 円 50 mm以上 7,000 円 給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> 設計審査手数料 1件につき 25 mm以下 3,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 4,000 円 50 mm以上 5,000 円 工事検査手数料 1件につき 25 mm以下 5,000 円 25 mmを超え 50 mm未満 6,000 円 50 mm以上 7,000 円 給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> 町長が給水装置工事の設計をするとき 1件 50 円 設計手数料 設計金額の 5/100 設計審査手数料 給水管 1 mにつき 25 mm以下 3 円、25 mm以上 6 円 栓及び異形管類 1 個につき 25 mm以下 10 円、25 mm以上 14 円 水栓柱 1 本につき 全て 10 円 工事検査手数料 1 回につき 150 円 給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> 工事検査手数料 実費相当分 給水装置工事事業者指定手数料 10,000 円 																

具 体 的 な 調 整 方 法	
量水器使用料	量水器使用料については、水道料金との調整もあり現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する方向で調整する。
水道加入者分 担金	水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
水道関係手 数料	水道関係手数料については合併時まで統一する方向で調整する。